

市第 123 号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 10 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年 3 月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第19号中「第49条第 1 項第 3 号」を「第49条第 1 項第 2 号」に改め、同条第 136 号の 2 中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、同号イ中「非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル」を「同 1,000 平方メートル」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 非住宅部分の床面積の合計

が 300 平方メートル以上1,00

0 平方メートル未満のとき。 同 27,000円

第 2 条第 139 号の 9 ア中「第 2 条第 3 号」を「第 2 条第 1 項第 3 号」に改め、同条第 139 号の17ウ(イ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ウ(イ) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号ウ(イ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 同

300 平方メートル以  
上 1,000 平方メートル未

満のとき。 17,000円

第 2 条第 139 号の17ウ(ウ)中 f を g とし、 c から e までを d から f までとし、同号ウ(ウ) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号ウ(ウ)中 b を c とし、 a の次に次のように加える。

b 同

300 平方メートル

以上 1,000 平方メートル

未満のとき。 17,000円

第 2 条第 139 号の18ウ(イ)中 f を g とし、 c から e までを d から f までとし、同号ウ(イ) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号ウ(イ)中 b を c とし、 a の次に次のように加える。

b 同

300 平方メートル以

上 1,000 平方メートル未

満のとき。 140,000 円

第 2 条第 139 号の18ウ(ウ)中 f を g とし、 c から e までを d から f までとし、同号ウ(ウ) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号ウ(ウ)中 b を c とし、 a の次に次のように加える。

b 同

300 平方メートル以

上 1,000 平方メートル未

満のとき。 17,000円

第 2 条第 139 号の 18ウ(エ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ウ(エ) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号ウ(エ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 同

300 平方メートル	
以上 1,000 平方メートル	
未満のとき。	300,000 円

第 2 条第 139 号の 18ウ(カ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ウ(カ) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号ウ(カ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 同

300 平方メートル	
以上 1,000 平方メートル	
未満のとき。	120,000 円

第 2 条第 139 号の 20ウ(イ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ウ(イ) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号ウ(イ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 同

300 平方メートル	
以上 1,000 平方メートル	
未満のとき。	8,500 円

第 2 条第 139 号の 20ウ(ロ)中 f を g とし、c から e までを d から f

までとし、同号ウ(ウ) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号ウ(ウ)中 b を c とし、a の次に次のように加える

。

b 同

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。 8,500 円

第 2 条第 139 号の 21ウ(イ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ウ(イ) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号ウ(イ)中 b を c とし、a の次に次のように加える

。

b 同

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。 70,000円

第 2 条第 139 号の 21ウ(ウ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ウ(ウ) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号ウ(ウ)中 b を c とし、a の次に次のように加える

。

b 同

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。 8,500 円

第 2 条第 139 号の 21ウ(エ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ウ(エ) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メー

トル」に改め、同号ウ(エ)中 b を c とし、 a の次に次のように加える。

b 同

300 平方メー  
トル以上 1,000 平方メー  
トル未満のとき。 150,000 円

第 2 条第 139 号の 21ウ(カ)中 f を g とし、 c から e までを d から f までとし、同号ウ(カ) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号ウ(カ)中 b を c とし、 a の次に次のように加える。

b 同

300 平方メー  
トル以上 1,000 平方メー  
トル未満のとき。 60,000円

第 2 条第 139 号の 23 中「第 30 条第 1 項」を「第 35 条第 1 項」に、「第 29 条第 3 項」を「第 34 条第 3 項」に改め、同号ア中(エ)を(カ)とし、(ウ)を(カ)とし、(イ)を(エ)とし、同号ア(ア)中「非住宅部分の床面積の合計が」を「同」に改め、同号ア中(ア)を(ウ)とし、同号アに(ア)及び(イ)として次のように加える。

(ア) 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。 290,000 円

(イ) 同

1,000 平方メートル以

上 2,000 平方メートル未満

のとき。

370,000 円

第 2 条第 139 号の 23 イ中(エ)を(カ)とし、(ウ)を(オ)とし、(イ)を(エ)とし、  
同号イ(ア)中「非住宅部分の床面積の合計が」を「同

」に改め、同号イ中(ア)を(ウ)とし、同号イに(ア)及び(イ)として次のように加える。

(ア) 非住宅部分の床面積の合

計が 300 平方メートル以上

1,000 平方メートル未満の

とき。

110,000 円

(イ) 同

1,000 平方メートル以

上 2,000 平方メートル未満

のとき。

150,000 円

第 2 条第 139 号の 23 ウ中(エ)を(カ)とし、(ウ)を(オ)とし、(イ)を(エ)とし、  
同号ウ(ア)中「非住宅部分の床面積の合計が」を「同

」に改め、同号ウ中(ア)を(ウ)とし、同号ウに(ア)及び(イ)として次のように加える。

(ア) 非住宅部分の床面積の合

計が 300 平方メートル以上

1,000 平方メートル未満の

とき。

31,000 円

(イ) 同

1,000 平方メートル以

上 2,000 平方メートル未満

のとき。 43,000円

第 2 条第 139 号の 23 エ中(エ)を(カ)とし、(ウ)を(オ)とし、(イ)を(エ)とし、同号エ(ア)中「非住宅部分の床面積の合計が」を「同」に改め、同号エ中(ア)を(ウ)とし、同号エに(ア)及び(イ)として次のように加える。

(ア) 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。 26,000円

(イ) 同 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 37,000円

第 2 条第 139 号の 23 の 2 中「第 30 条第 1 項」を「第 35 条第 1 項」に改め、同号中エをカとし、ウをオとし、イをエとし、同号ア中「非住宅部分の床面積の合計が」を「同」に改め、同号中アをウとし、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。 17,000円

イ 同 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 27,000円

第 2 条第 139 号の24中「第 2 条第 2 号」を「第 2 条第 1 項第 2 号」に改め、同号ア中(エ)を(カ)とし、(ウ)を(オ)とし、(イ)を(エ)とし、同号ア(ア)中「非住宅部分の床面積の合計が」を「同

」に改め、同号ア中(ア)を(ウ)とし、同号アに(ア)及び(イ)として次のように加える。

(ア) 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。 145,000 円

(イ) 同 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 185,000 円

第 2 条第 139 号の24イ中(エ)を(カ)とし、(ウ)を(オ)とし、(イ)を(エ)とし、同号イ(ア)中「非住宅部分の床面積の合計が」を「同

」に改め、同号イ中(ア)を(ウ)とし、同号イに(ア)及び(イ)として次のように加える。

(ア) 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。 55,000円

(イ) 同 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 75,000円

第 2 条第 139 号の24ウ中(エ)を(カ)とし、(ウ)を(カ)とし、(イ)を(エ)とし、同号ウ(ア)中「非住宅部分の床面積の合計が」を「同

」に改め、同号ウ中(ア)を(ウ)とし、同号ウに(ア)及び(イ)として次のように加える。

(ア) 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。 15,500円

(イ) 同 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 21,500円

第 2 条第 139 号の24エ中(エ)を(カ)とし、(ウ)を(カ)とし、(イ)を(エ)とし、同号エ(ア)中「非住宅部分の床面積の合計が」を「同

」に改め、同号エ中(ア)を(ウ)とし、同号エに(ア)及び(イ)として次のように加える。

(ア) 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。 13,000円

(イ) 同 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 18,500円

第 2 条第 139 号の25中「第29条第 1 項」を「第34条第 1 項」に、

「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に、「第29条第3項」を「第34条第3項」に改め、同号イ(イ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号イ(イ) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号イ(イ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 同

300 平方メートル  
以上 1,000 平方メートル  
未満のとき。 17,000円

第2条第139号の25ウ(イ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ウ(イ) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号ウ(イ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 同

300 平方メートル以  
上 1,000 平方メートル未  
満のとき。 17,000円

第2条第139号の25ウ(ウ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ウ(ウ) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号ウ(ウ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 同

300 平方メートル  
以上 1,000 平方メートル  
未満のとき。 17,000円

第 2 条第 139 号の 26 中「第 29 条第 1 項」を「第 34 条第 1 項」に、「第 30 条第 1 項第 1 号」を「第 35 条第 1 項第 1 号」に改め、同号イ(イ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号イ(イ) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号イ(イ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 同

300 平方メートル

以上 1,000 平方メートル

未満のとき。

290,000 円

第 2 条第 139 号の 26イ(ウ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号イ(ウ) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号イ(ウ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 同

300 平方メートル

以上 1,000 平方メートル

未満のとき。

110,000 円

第 2 条第 139 号の 26ウ(イ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ウ(イ) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号ウ(イ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 同

300 平方メートル以

上 1,000 平方メートル未

満のとき。

140,000 円

第 2 条第 139 号の 26ウ(ウ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ウ(ウ) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号ウ(ウ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 同

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。 17,000円

第 2 条第 139 号の 26の 2 中「第 29 条第 1 項」を「第 34 条第 1 項」に、「第 30 条第 2 項」を「第 35 条第 2 項」に改め、同号アからエまでの規定中「第 30 条第 1 項第 4 号」を「第 35 条第 1 項第 4 号」に改め、同条第 139 号の 27 中「第 29 条第 1 項」を「第 34 条第 1 項」に、「第 30 条第 2 項」を「第 35 条第 2 項」に改め、同条第 139 号の 28 中「第 31 条第 1 項」を「第 36 条第 1 項」に、「第 29 条第 3 項各号」を「第 34 条第 3 項各号」に、「第 31 条第 2 項」を「第 36 条第 2 項」に、「第 30 条第 1 項第 1 号」を「第 35 条第 1 項第 1 号」に、「第 30 条第 2 項」を「第 35 条第 2 項」に改め、同号イ(ア)中「第 30 条第 1 項」を「第 35 条第 1 項」に改め、同号イ(ウ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号イ(ウ) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号イ(ウ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 同

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。 8,500 円

第 2 条第 139 号の 28ウ(イ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ウ(イ) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号ウ(イ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 同

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。 8,500 円

第 2 条第 139 号の 29 中「第 31 条第 1 項」を「第 36 条第 1 項」に、「第 29 条第 3 項各号」を「第 34 条第 3 項各号」に、「第 31 条第 2 項」を「第 36 条第 2 項」に、「第 30 条第 1 項第 1 号」を「第 35 条第 1 項第 1 号」に、「第 30 条第 2 項」を「第 35 条第 2 項」に改め、同号イ(ア)中「第 30 条第 1 項」を「第 35 条第 1 項」に改め、同号イ(ウ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号イ(ウ) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号イ(ウ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 同

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。 145,000 円

第 2 条第 139 号の 29イ(エ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号イ(エ) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号イ(エ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 同

300 平方メー  
トル以上 1,000 平方メー  
トル未満のとき。 55,000円

第 2 条第 139 号の 29ウ(ア)中「第 30 条第 1 項」を「第 35 条第 1 項」に改め、同号ウ(イ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ウ(イ) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号ウ(イ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 同

300 平方メー  
トル以上 1,000 平方メー  
トル未満のとき。 70,000円

第 2 条第 139 号の 29ウ(ウ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ウ(ウ) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号ウ(ウ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 同

300 平方メー  
トル以上 1,000 平方メー  
トル未満のとき。 8,500 円

第 2 条第 139 号の 29の 2 中「第 31 条第 1 項」を「第 36 条第 1 項」に、「第 29 条第 3 項各号」を「第 34 条第 3 項各号」に、「第 31 条第 2 項」を「第 36 条第 2 項」に、「第 30 条第 2 項」を「第 35 条第 2 項」に改め、同号アからエまでの規定中「第 30 条第 1 項第 4 号」を「第 35 条第 1 項第 4 号」に改め、同条第 139 号の 30 中「第 31 条第 1 項」を「第 36 条第 1 項」に、「第 30 条第 2 項」を「第 35 条第 2 項」に

改め、同条第 139 号の31中「第36条第 1 項」を「第41条第 1 項」に改め、同号ウ(ウ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ウ(ウ) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号ウ(ウ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 同

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。 120,000 円

第 2 条第 139 号の31ウ(エ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ウ(エ) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号ウ(エ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 同

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。 50,000円

第 2 条第 139 号の31ウ(オ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ウ(オ) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号ウ(オ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 同

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。 280,000 円

第 2 条第 139 号の31ウ(カ)中 f を g とし、c から e までを d から f

までとし、同号ウ(カ) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号ウ(カ)中 b を c とし、a の次に次のように加える

。

b 同

300 平方メートル

以上 1,000 平方メートル

未満のとき。

97,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 19 号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料を改定する等のため、横浜市手数料条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市手数料条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（手数料）

第 2 条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

（第 1 号から第 18 号まで省略）

(19) 道路運送法施行規則（昭和 26

年運輸省令第 75 号）第 49 条第 1  
第 49 条第 1  
項第 2 号  
項第 3 号

に規定する福祉有償運

送（以下「福祉有償運送」とい

う。）に係る道路運送法（昭和

26 年法律第 183 号）第 79 条の規

定に基づく自家用有償旅客運送

者の登録申請手数料（更新の登

録に係るものを除く。） 同

10,000 円

(136) の 2 建築基準法第 7 条第 1

項の規定に基づく建築物の完了

検査申請手数料（省エネ適合判

定等建築物に係るものに限る。

）は、当該申請に係る建築物の

床面積（移転等に係る場合にお

いては、当該移転等をする部分

の床面積の合計に 0.5 を乗じて

得た面積) を合計した面積に応じ前号ア及びイに掲げる額と当該申請に係る建築物のうち一の省エネ適合判定等建築物の非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 11 条第 1 項に規定する非住宅部分をいう。以下この号、第 139 号の 5 の 2、第 139 号の 9、第 139 号の 10、第 139 号の 17、第 139 号の 18、第 139 号の 20、第 139 号の 21、第 139 号の 23 から第 139 号の 26 まで、第 139 号の 28、第 139 号の 29 及び第 139 号の 31 において同じ。) (一次エネルギー消費量(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省、国土交通省令第 1 号。以下この号、第 139 号の 18、第 139 号の 23、第 139 号の 24、第 139 号の 26、第 139 号の 29 及び第 139 号の 31 において「基準省令」という。)) 第 1 条第 1 項第 1 号イに規定する一次エネルギー消費量をいう

。第 139 号の 5 の 2 において同じ。) の算定対象となるものに限る。以下この号において同じ。) の用途及び床面積に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

(ア省略)

イ 非住宅部分の床面積の合計

が 300 平方メートル以上 1,00

0 平方メートル未満のとき。 同

27,000 円

ウ 同

イ 非住宅部分の床面積の合計

1,000 平方メートル以上 2,00  
が 300 平方メートル

0 平方メートル未満のとき。 同

38,000 円

エ (本文省略)

オ (本文省略)

カ (本文省略)

キ (本文省略)

(第 137 号から第 139 号の 8 まで省略)

(139) の 9 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定申請手数料（同条第 4 項の規定による申出をする場合

に限る。) は、1 件につき同条第 4 項の規定による申出に係る建築物又は建築設備に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

ア 構造適合審査又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第 2 条第 1 項第 3 号 第 2 条第 3 号 号 に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの審査（以下この号、次号、第 139 号の 24 及び第 139 号の 31 において「省エネ適合審査」という。）を必要としない建築物の場合

当該申出に係る建築物の床面積（変更等及び用途の変更に係る場合においては、当該変更等及び用途の変更をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積））を合計した面積に応じ第 134 号アからサまでに掲げる額

(イ、ウ及び第 139 号の 10 から第 139 号の 16 まで省略)

(139) の 17 都市の低炭素化の促進

に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第 54 条第 2 項の規定による申出をしない場合で、かつ、同条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、同法附則第 6 条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関その他規則で定める機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。）による審査を受けたものに限る。）の認定申請手数

料は、認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

(ア及びイ省略)

ウ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合（当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分について当該申請をする場合を含む。）は、1件につき次に掲げる額のうち当該建築物に係るものを合計した額

(ア)省略)

(イ) 共用部分（住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。第139号の26、第139号の29及び第139号の31において同じ。）のうち住戸部分以外の部分をいう。以下この号、次号、第139号の20、第139号の21、第139号の25、第139号の26、第139号の28、第139

号の 29 及び第 139 号の 31 に  
おいて同じ。)

( a 省略 )

b 同

300 平方メートル以  
上 1,000 平方メートル未満  
のとき。

17,000 円

$\frac{c}{b}$  同

$\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$  以  
上 2,000 平方メートル未満  
のとき。

27,000 円

$\frac{d}{c}$  (本文省略)

$\frac{e}{d}$  (本文省略)

$\frac{f}{e}$  (本文省略)

$\frac{g}{f}$  (本文省略)

(ウ) 非住宅部分

( a 省略 )

b 同

300 平方メートル  
以上 1,000 平方メートル未  
満のとき。

17,000 円

$\frac{c}{b}$  同

$\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$   
以上 2,000 平方メートル未  
満のとき。

27,000 円

$\frac{d}{c}$  (本文省略)

$\frac{e}{d}$  (本文省略)

$\frac{f}{e}$  (本文省略)

$\frac{g}{f}$  (本文省略)

(139) の 18 都市の低炭素化の促進

に関する法律第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第 54 条第 2 項の規定による申出をしない場合に限り、同条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。）の認定申請手数料は、認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

(ア及びイ省略)

ウ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合（当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分について当該申請をする場合を含む。）は、1 件につき次に掲

げる額のうち当該建築物に係  
るものを合計した額

(ア)省略)

(イ) 共用部分（当該住宅の設  
計一次エネルギー消費量（  
建築物に係るエネルギーの  
使用の合理化の一層の促進  
その他の建築物の低炭素化  
の促進のために誘導すべき  
基準（平成 24 年経済産業省  
、国土交通省、環境省告示  
第 119 号。以下この号及び  
第 139 号の 21 において「基  
準告示」という。） I の第  
2 の 2 の 2－1 の設計一次  
エネルギー消費量をいう。  
以下この号及び第 139 号の  
21 において同じ。）を基準  
告示 I の第 2 の 2 の 2－3  
(2)イに定める方法により算  
出したものに限る。）

(a 省略)

b 同

300 平方メートル以  
上 1,000 平方メートル未満

のとき。

140,000 円

$\frac{c}{b}$  同

$\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$  以  
上 2,000 平方メートル未満

のとき。

180,000 円

$\frac{d}{c}$  (本文省略)

$\frac{e}{d}$  (本文省略)

$\frac{f}{e}$  (本文省略)

$\frac{g}{f}$  (本文省略)

(ウ) 共用部分 (当該住宅の設  
計一次エネルギー消費量を  
基準告示 I の第 2 の 2 の 2  
— 3 (2) イに定める方法によ  
り算出したものを除く。)

(a 省略)

b 同

300 平方メートル以

上 1,000 平方メートル未満

のとき。

17,000 円

$\frac{c}{b}$  同

$\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$  以  
上 2,000 平方メートル未満

のとき。

27,000 円

$\frac{d}{c}$  (本文省略)

$\frac{e}{d}$  (本文省略)

$\frac{f}{e}$  (本文省略)

$\frac{g}{f}$  (本文省略)

- (エ) 非住宅部分 (当該評価方法が基準省令第 10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)の基準 (工場等にあつては、同号ロ(2)の基準に限る。) による評価方法 (以下この号、第 139 号の 21、第 139 号の 26 及び第 139 号の 29 において「モデル建物法」という。) のものを除く。)

(a 省略)

b 同

300 平方メートル

以上 1,000 平方メートル未

満のとき。

300,000 円

$\frac{c}{b}$  同

1,000 平方メートル  
300 平方メートル

以上 2,000 平方メートル未

満のとき。

380,000 円

$\frac{d}{c}$  (本文省略)

$\frac{e}{d}$  (本文省略)

$\frac{f}{e}$  (本文省略)

$\frac{g}{f}$  (本文省略)

(カ) 非住宅部分（当該評価方法がモデル建物法のものに限る。）

( a 省略 )

b 同

300 平方メートル

以上 1,000 平方メートル未

満のとき。

120,000 円

$\frac{c}{b}$  同

1,000 平方メートル  
300 平方メートル

以上 2,000 平方メートル未

満のとき。

160,000 円

$\frac{d}{c}$  (本文省略)

$\frac{e}{d}$  (本文省略)

$\frac{f}{e}$  (本文省略)

$\frac{g}{f}$  (本文省略)

(第 139 号の 19 省略)

(139) の 20 都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同条第 2 項において準用する同法第 54 条第 2 項の規定による申出をしない場合で、かつ、同法第 55 条第 2 項において準用する同法第 54 条第 1 項各号に

掲げる基準に適合していること  
について、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものに限る。) の変更認定申請手数料 (当該計画の工事の着手予定時期又は完了予定時期のみを変更する場合を除く。) は、認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

(ア及びイ省略)

ウ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合 (当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分について当該申請をする場合を含む。) は、1 件につき次に掲げる額のうち当該建築物 (当該申請において変更しない部分を含む。) に係るものを合計した額

(ア)省略)

(イ) 共用部分 (既に当該認定を受けた部分に限る。)

( a 省略 )

b 同

300 平方メートル

ル以上 1,000 平方メートル

未満のとき。

8,500 円

$\frac{c}{b}$  同

$\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$

$\frac{\text{ル}}{\text{ル}}$ 以上 2,000 平方メートル

未満のとき。

13,500 円

$\frac{d}{c}$  (本文省略)

$\frac{e}{d}$  (本文省略)

$\frac{f}{e}$  (本文省略)

$\frac{g}{f}$  (本文省略)

(ウ) 非住宅部分 (既に当該認定を受けた部分に限る。)

( a 省略 )

b 同

300 平方メー

トル以上 1,000 平方メー

トル未満のとき。

8,500 円

$\frac{c}{b}$  同

$\frac{1,000 \text{ 平方メー}}{300 \text{ 平方メー}}$

$\frac{\text{トル}}{\text{トル}}$ 以上 2,000 平方メー

トル未満のとき。

13,500 円

$\frac{d}{c}$  (本文省略)

$\frac{e}{d}$  (本文省略)

$\frac{f}{e}$  (本文省略)

$\frac{g}{f}$  (本文省略)

(エ)省略)

(139) の 21 都市の低炭素化の促進

に関する法律第 55 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同条第 2 項において準用する同法第 54 条第 2 項の規定による申出をしない場合に限り、同法第 55 条第 2 項において準用する同法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。）の変更認定申請手数料（当該計画の工事の着手予定時期又は完了予定時期のみを変更する場合を除く。）は、認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

(ア及びイ省略)

ウ 一戸建ての住宅以外の建築

物の場合（当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分について当該申請をする場合を含む。）は、1 件につき次に掲げる額のうち当該建築物（当該申請において変更しない部分を含む。）に係るものを合計した額

(ア)省略)

(イ) 共用部分（既に当該住宅の設計一次エネルギー消費量を基準告示 I の第 2 の 2 の 2 - 3 (2) イに定める方法により算出して当該認定を受けた部分で当該算出の方法を変更しないものに限る。）

(a 省略)

b 同

300 平方メートル

ル以上 1,000 平方メートル

未満のとき。

70,000 円

$\frac{c}{b}$  同

$\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$

$\frac{ル}{ル}$ 以上 2,000 平方メートル

未満のとき。

90,000 円

$\frac{d}{c}$  (本文省略)

$\frac{e}{d}$  (本文省略)

$\frac{f}{e}$  (本文省略)

$\frac{g}{f}$  (本文省略)

- (ウ) 共用部分 (既に当該認定を受けた部分で変更後の当該住宅の設計一次エネルギー消費量を基準告示 I の第 2 の 2 の 2 - 3 (2) ロに定める方法により算出したものに限る。)

(a 省略)

b 同

300 平方メートル

ル以上 1,000 平方メートル

未満のとき。

8,500 円

$\frac{c}{b}$  同

$\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$

$\frac{ル}{ル}$ 以上 2,000 平方メートル

未満のとき。

13,500 円

$\frac{d}{c}$  (本文省略)

$\frac{e}{d}$  (本文省略)

$\frac{f}{e}$  (本文省略)

$\frac{g}{f}$  (本文省略)

- (エ) 非住宅部分 (既にモデル  
建物法以外の評価方法によ  
り当該認定を受けた部分で  
根本的な変更を伴わないと  
認められるものに限る。)

(a 省略)

b 同

300 平方メー  
トル以上 1,000 平方メー  
トル未満のとき。

150,000 円

$\frac{c}{b}$  同

$\frac{1,000 \text{ 平方メー  
トル}}{300 \text{ 平方メー  
トル}}$  以上 2,000 平方メー  
トル未満のとき。

190,000 円

$\frac{d}{c}$  (本文省略)

$\frac{e}{d}$  (本文省略)

$\frac{f}{e}$  (本文省略)

$\frac{g}{f}$  (本文省略)

- (オ) 非住宅部分 (既にモデル  
建物法により当該認定を受  
けた部分で根本的な変更を  
伴わないと認められるもの  
に限る。)

(a 省略)

b 同

300 平方メー

トル以上 1,000 平方メー

トル未満のとき。

60,000 円

$\frac{c}{b}$  同

$\frac{1,000 \text{ 平方メー}}{300 \text{ 平方メー}}$

$\frac{\text{トル}}{\text{トル}}$ 以上 2,000 平方メー

トル未満のとき。

80,000 円

$\frac{d}{c}$  (本文省略)

$\frac{e}{d}$  (本文省略)

$\frac{f}{e}$  (本文省略)

$\frac{g}{f}$  (本文省略)

(カ)及び第 139 号の 22 省略)

(139) の 23 省エネ適合判定の判定

手数料は、1 件につき当該判定

に係る建築物 (建築物のエネル

ギー消費性能の向上に関する法

律 第 35 条第 1 項  
第 30 条第 1 項 の認定を受けた

建築物エネルギー消費性能向上

計画に係る他の建築物 (同法 第  
第

34 条第 3 項  
29 条第 3 項 の他の建築物をいう

。次号、第 139 号の 26 の 2、第

139 号の 27、第 139 号の 29 の 2

及び第 139 号の 30 において同じ

。)を除く。) の非住宅部分の

用途及び床面積に応じ次に掲げる額とする。

ア 非住宅部分の全部又は一部を工場等の用途以外の用途に供すると認められる場合であって、その評価方法が基準省

令第 1 条第 1 項第 1 号口の基準による評価方法以外の場合

(ア) 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。

290,000 円

(イ) 同

1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。

370,000 円

(ウ) 同

(ア) 非住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。

530,000 円

(エ) (本文省略)

(イ)

(オ) (本文省略)

(ウ)

(カ) (本文省略)

(エ)

イ 非住宅部分の全部又は一部を工場等の用途以外の用途に

供すると認められる場合であ  
って、その評価方法が基準省  
令第 1 条第 1 項第 1 号口の基  
準による評価方法の場合

(ア) 非住宅部分の床面積の合  
計が 300 平方メートル以上  
1,000 平方メートル未満のと  
き。

110,000 円

(イ) 同

1,000 平方メートル以上  
2,000 平方メートル未満のと  
き。

150,000 円

(ウ) 同

(ア) 非住宅部分の床面積の合  
計が 2,000 平方メートル以上  
5,000 平方メートル未満のと  
き。

240,000 円

(エ) (本文省略)

(イ)

(オ) (本文省略)

(ウ)

(カ) (本文省略)

(エ)

ウ 非住宅部分の全部を工場等  
の用途に供すると認められる  
場合であって、その評価方法  
が基準省令第 1 条第 1 項第 1  
号口の基準による評価方法以  
外の場合

(ア) 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。 31,000 円

(イ) 同 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 43,000 円

(ウ) 同 (ア) 非住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 100,000 円

(エ) (本文省略)

(イ) (本文省略)

(ウ) (本文省略)

(ウ) (本文省略)

(カ) (本文省略)

(エ) (本文省略)

エ 非住宅部分の全部を工場等の用途に供すると認められる場合であって、その評価方法が基準省令第 1 条第 1 項第 1 号口の基準による評価方法の場合

(ア) 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。 26,000 円

(イ) 同

1,000 平方メートル以上

2,000 平方メートル未満のと

き。

37,000 円

(ウ) 同

(ア) 非住宅部分の床面積の合

計が 2,000 平方メートル以上

5,000 平方メートル未満のと

き。

95,000 円

(エ) (本文省略)

(イ)

(オ) (本文省略)

(ウ)

(カ) (本文省略)

(エ)

(139) の 23 の 2 省エネ適合判定の

判定手数料は、1 件につき当該

判定に係る建築物（建築物のエ

ネルギー消費性能の向上に關す

る法律 第 35 条第 1 項  
第 30 条第 1 項 の認定を受

けた建築物エネルギー消費性能

向上計画に係る他の建築物に限

る。）の非住宅部分の床面積に

応じ次に掲げる額とする。

ア 非住宅部分の床面積の合計

が 300 平方メートル以上 1,000

平方メートル未満のとき。

17,000 円

イ 同

1,000 平方メートル以上 2,000

平方メートル未満のとき。

27,000 円

ウ 同  
ア 非住宅部分の床面積の合計

—2,000 平方メートル以上 5,000

が

平方メートル未満のとき。

81,000 円

エ (本文省略)

オ (本文省略)

カ (本文省略)

(139) の 24 建築物のエネルギー消

費性能の向上に関する法律施行

規則 (平成 28 年国土交通省令第

5 号) 第 11 条の規定に基づく軽

微な変更 (当該変更がエネルギー

消費性能 (建築物のエネルギー

消費性能の向上に関する法律

第 2 条第 1 項第 2 号に規定する  
第 2 条第 2 号

エネルギー消費性能をいう。)

を向上させる変更又は省エネ適

合審査を必要としない変更であ

る場合を除く。) に関する証明

書の交付申請手数料は、1 件に

つき当該証明に係る建築物の非

住宅部分の用途及び床面積に応

じ次に掲げる額とする。

ア 非住宅部分の全部又は一部

を工場等の用途以外の用途に

供すると認められる場合であ  
 って、その評価方法が基準省  
 令第 1 条第 1 項第 1 号口の基  
 準による評価方法以外の場合  
(ア) 非住宅部分の床面積の合

計が 300 平方メートル以上  
1,000 平方メートル未満のと  
き。

145,000 円

(イ) 同

1,000 平方メートル以上  
2,000 平方メートル未満のと  
き。

185,000 円

(ウ) 同

(ア) 非住宅部分の床面積の合  
計が 2,000 平方メートル以上  
5,000 平方メートル未満のと  
き。

265,000 円

(エ) (本文省略)

(イ)

(オ) (本文省略)

(ウ)

(カ) (本文省略)

(エ)

イ 非住宅部分の全部又は一部  
 を工場等の用途以外の用途に  
 供すると認められる場合であ  
 って、その評価方法が基準省  
 令第 1 条第 1 項第 1 号口の基  
 準による評価方法の場合

(ア) 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。 55,000 円

(イ) 同 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 75,000 円

(ウ) 同 (ア) 非住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 120,000 円

(エ) (本文省略)

(イ) (本文省略)

(オ) (本文省略)

(ウ) (本文省略)

(カ) (本文省略)

(エ) (本文省略)

ウ 非住宅部分の全部を工場等の用途に供すると認められる場合であって、その評価方法が基準省令第 1 条第 1 項第 1 号口の基準による評価方法以外の場合

(ア) 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。 15,500 円

(イ) 同

1,000 平方メートル以上

2,000 平方メートル未満のと

き。

21,500 円

(ウ) 同

(ア) 非住宅部分の床面積の合

計が 2,000 平方メートル以上

5,000 平方メートル未満のと

き。

50,000 円

(エ) (本文省略)

(イ)

(オ) (本文省略)

(ウ)

(カ) (本文省略)

(エ)

エ 非住宅部分の全部を工場等  
の用途に供すると認められる  
場合であって、その評価方法  
が基準省令第 1 条第 1 項第 1  
号ロの基準による評価方法の  
場合

(ア) 非住宅部分の床面積の合

計が 300 平方メートル以上

1,000 平方メートル未満のと

き。

13,000 円

(イ) 同

1,000 平方メートル以上

2,000 平方メートル未満のと

き。

18,500 円

(ウ) 同  
(ア) 非住宅部分の床面積の合  
計が 2,000 平方メートル以上  
5,000 平方メートル未満のと  
き。

47,500 円

(エ) (本文省略)

(イ)

(オ) (本文省略)

(ウ)

(カ) (本文省略)

(エ)

(139) の 25 建築物のエネルギー消

費性能の向上に関する法律 第 34 条  
第 29 条

第 1 項 の規定に基づく建築物  
第 1 項

エネルギー消費性能向上計画 (

同条第 3 項各号に掲げる事項が

記載されていないもので、かつ

、同法 第 35 条第 1 項第 1 号 から  
第 30 条第 1 項第 1 号

第 3 号までに掲げる基準に適合

していることについて、あらか

じめ登録建築物エネルギー消費

性能判定機関等による審査を受

けたものに限る。) の認定申請

手数料 (同条第 2 項の規定によ

る申出をしない場合に限る。)

は、申請建築物 (同法 第 34 条第  
第 29 条第

3 項 に規定する申請建築物をい  
3 項

う。次号から第 139 号の 30 まで

において同じ。) の認定の対象

範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

(ア省略)

イ 一戸建ての住宅以外の建築物の住戸部分及び非住宅部分又はそのいずれかの場合（当該建築物の全体について当該申請をしないものに限る。）

は、1件につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額

(ア)省略)

(イ) 非住宅部分

(a 省略)

b 同

300 平方メートル

以上1,000平方メートル未

満のとき。

17,000 円

$\frac{c}{b}$  同

$\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$

以上2,000平方メートル未

満のとき。

27,000 円

$\frac{d}{c}$  (本文省略)

$\frac{e}{d}$  (本文省略)

$\frac{f}{e}$  (本文省略)

$\frac{g}{f}$  (本文省略)

ウ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合（当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分及び非住宅部分について当該申請をする場合を含む。）は、1件につき次に掲げる額のうち当該建築物に係るものを合計した額

(ア)省略)

(イ) 共用部分

(a 省略)

b 同

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満  
のとき。

17,000 円

$\frac{c}{b}$  同

1,000 平方メートル以上 300 平方メートル未満  
2,000 平方メートル未満  
のとき。

27,000 円

$\frac{d}{c}$  (本文省略)

$\frac{e}{d}$  (本文省略)

$\frac{f}{e}$  (本文省略)

$\frac{g}{f}$  (本文省略)

(ウ) 非住宅部分

(a 省略)

b 同

300 平方メートル

以上 1,000 平方メートル未

満のとき。

17,000 円

$\frac{c}{b}$  同

$\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$

以上 2,000 平方メートル未

満のとき。

27,000 円

$\frac{d}{c}$  (本文省略)

$\frac{e}{d}$  (本文省略)

$\frac{f}{e}$  (本文省略)

$\frac{g}{f}$  (本文省略)

(139) の 26 建築物のエネルギー消

費性能の向上に関する法律 第 34 条第 29

条第 1 項 の規定に基づく建築物

条第 1 項 エネルギー消費性能向上計画 (

同条第 3 項各号に掲げる事項が

記載されていないもの限り、

同法 第 35 条第 1 項第 1 号 から 第 30 条第 1 項第 1 号

3 号までに掲げる基準に適合し

ていることについて、あらかじめ

登録建築物エネルギー消費性

能判定機関等による審査を受けたものを除く。) の認定申請手数料 (同条第 2 項の規定による申出をしない場合に限る。) は、申請建築物の認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

(ア省略)

イ 一戸建ての住宅以外の建築物の住戸部分及び非住宅部分又はそのいずれかの場合 (当該建築物の全体について当該申請をしないものに限る。) は、1 件につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額

(ア)省略)

(イ) 非住宅部分 (当該評価方法がモデル建物法のものを除く。)

(a 省略)

b 同

300 平方メートル

以上 1,000 平方メートル未

満 の と き。290,000 円 $\frac{c}{b}$  同 $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ 

以上 2,000 平方メートル未

満 の と き。

370,000 円

 $\frac{d}{c}$  (本文省略) $\frac{e}{d}$  (本文省略) $\frac{f}{e}$  (本文省略) $\frac{g}{f}$  (本文省略)

(ウ) 非住宅部分 (当該評価方法がモデル建物法のものに限る。)

(a 省略)

b 同300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満 の と き。110,000 円 $\frac{c}{b}$  同 $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ 

以上 2,000 平方メートル未

満 の と き。

150,000 円

 $\frac{d}{c}$  (本文省略) $\frac{e}{d}$  (本文省略) $\frac{f}{e}$  (本文省略) $\frac{g}{f}$  (本文省略)

ウ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合（当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分及び非住宅部分について当該申請をする場合を含む。）は、1件につき次に掲げる額のうち当該建築物に係るものを合計した額

（ア）省略）

（イ）共用部分（当該住宅部分の設計一次エネルギー消費量（基準省令第1条第1項第1号イの設計一次エネルギー消費量をいう。以下この号、第139号の29及び第139号の31において同じ。）を基準省令第4条第3項第1号の数値としたものに限る。）

（a）省略）

b 同

300 平方メートル以上  
1,000 平方メートル未満  
のとき。

140,000 円

$\frac{c}{b}$  同  
 $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$  以  
 上 2,000 平方メートル未満  
 のとき。

180,000 円

$\frac{d}{c}$  (本文省略)

$\frac{e}{d}$  (本文省略)

$\frac{f}{e}$  (本文省略)

$\frac{g}{f}$  (本文省略)

(ウ) 共用部分 (当該住宅部分  
 の設計一次エネルギー消費  
 量を基準省令第 4 条第 3 項  
 第 1 号の数値としたものを  
 除く。)

(a 省略)

b 同

$\frac{300 \text{ 平方メートル}}{1,000 \text{ 平方メートル}}$  以  
上 1,000 平方メートル未満  
のとき。

17,000 円

$\frac{c}{b}$  同  
 $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$  以  
 上 2,000 平方メートル未満  
 のとき。

27,000 円

$\frac{d}{c}$  (本文省略)

$\frac{e}{d}$  (本文省略)

$\frac{f}{e}$  (本文省略)

$\frac{g}{f}$  (本文省略)

(エ)省略)

(139) の 26 の 2 建築物のエネルギー

消費性能の向上に関する法律

第 34 条 第 1 項 の規定に基づく建  
第 29 条 第 1 項

築物エネルギー消費性能向上計

画 (同条第 3 項各号に掲げる事

項が記載されているものに限る

。) の認定申請手数料 (同法 第  
35 条 第 2 項

30 条 第 2 項 の規定による申出を

しない場合に限る。) は、申請

建築物の用途及び住戸の数又は

床面積に応じ第 139 号の 25 ア若

しくはウ又は前号ア若しくはウ

に掲げる額と当該計画に係る他

の建築物 1 棟につき当該他の建

築物の用途及び住戸の数又は床

面積に応じ次に掲げる額を合計

した額とする。

ア 一戸建ての住宅 (建築物の

エネルギー消費性能の向上に

関する法律 第 35 条 第 1 項 第 4  
第 30 条 第 1 項 第 4

号 に掲げる基準に適合してい

ることについて、あらかじめ

登録建築物エネルギー消費性

能判定機関等による審査を受けたものに限る。) の場合

4,900 円

イ 一戸建ての住宅（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第 35 条 第 1 項 第 4 号 第 30 条 第 1 項 第 4 号 に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。) の場合  
(ア) 及び (イ) 省略)

ウ 一戸建ての住宅以外の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第 35 条 第 1 項 第 4 号 第 30 条 第 1 項 第 4 号 に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものに限る。) の場合

第 139 号の 25 ウ (ア) から (ウ) ま  
でに掲げる額のうち当該建  
築物に係るものを合計した  
額

エ 一戸建ての住宅以外の建築物（建築物のエネルギー消費

性能の向上に関する法律<sup>第 35 条</sup><sub>第 30 条</sub>  
第 1 項 第 4 号に掲げる基準  
第 1 項 第 4 号  
に適合していることについて  
、あらかじめ登録建築物エネ  
ルギー消費性能判定機関等  
による審査を受けたものを除く  
。) の場合

前号ウ(ア)から(エ)までに掲げ  
る額のうち当該建築物に係  
るものを合計した額

(139) の 27 建築物のエネルギー消

費性能の向上に関する法律<sup>第 34 条</sup><sub>第 29 条</sub>  
第 1 項の規定に基づく建築物  
第 1 項  
エネルギー消費性能向上計画の  
認定申請手数料（同法<sup>第 35 条</sup><sub>第 30 条</sub>  
第 2 項  
第 2 項の規定による申出をする場  
合に限る。）は、1 件につき申  
請建築物の認定の対象範囲及び  
申請に係る住戸の数又は床面積  
並びに当該計画に係る他の建築  
物 1 棟につき当該他の建築物の  
用途及び住戸の数又は床面積に  
応じ前 3 号に掲げる額と同項の  
規定による申出に係る建築物又  
は建築設備に応じ次に掲げる額  
を合計した額とする。

(アからウまで省略)

(139) の 28 建築物のエネルギー消

費性能の向上に関する法律 第 36 条第 1 項 第 31 条第 1 項 の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画 (同法 第 34 条第 3 項各号 第 29 条第 3 項各号 に掲げる事項が記載されていないもので、かつ、同法 第 36 条第 2 項 第 31 条第 2 項 において準用する同法 第 35 条第 1 項 第 30 条第 1 項 第 1 号 第 1 号 から第 3 号までに掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものに限る。)

の変更認定申請手数料 (同法 第 36 条第 2 項 第 31 条第 2 項 において準用する同法 第 35 条第 2 項 第 30 条第 2 項 の規定による申出をしない場合に限り、当該計画の工事の着手予定時期又は完了予定時期のみを変更する場合を除く。) は、申請建築物の認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

(ア省略)

イ 一戸建ての住宅以外の建築物の住戸部分及び非住宅部分又はそのいずれかの場合（当該建築物の全体について当該申請をしないものに限る。）

は、1件につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額

(ア) 住戸部分（既に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第35条第1項 第30条第1項（同法 第36条第2項 第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分のうち、当該申請において変更する部分に限る。）

（a から i まで及び(i)省略）

(ウ) 非住宅部分（既に当該認定を受けた部分に限る。）

（a 省略）

b 同

300 平方メー

トル以上1,000平方メー

ル未満のとき。

8,500 円

$\frac{c}{b}$  同

$\frac{1,000 \text{ 平方メー}}{300 \text{ 平方メー}}$

$\frac{\text{トル}}{\text{トル}}$  以上 2,000 平方メー

トル未満のとき。

13,500 円

$\frac{d}{c}$  (本文省略)

$\frac{e}{d}$  (本文省略)

$\frac{f}{e}$  (本文省略)

$\frac{g}{f}$  (本文省略)

(エ)省略)

ウ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合（当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分及び非住宅部分について当該申請をする場合を含む。）は、1 件につき次に掲げる額のうち当該建築物（当該申請において変更しない部分を含む。）に係るものを合計した額

(ア)省略)

(イ) 共用部分（既に当該認定を受けた部分に限る。）

(a 省略)

b 同

300 平方メートル

ル以上 1,000 平方メートル

未満のとき。

8,500 円

$\frac{c}{b}$  同

1,000 平方メートル  
300 平方メートル

ル以上 2,000 平方メートル

未満のとき。

13,500 円

$\frac{d}{c}$  (本文省略)

$\frac{e}{d}$  (本文省略)

$\frac{f}{e}$  (本文省略)

$\frac{g}{f}$  (本文省略)

(ウ)及び(エ)省略)

(139) の 29 建築物のエネルギー消

費性能の向上に関する法律 第 36 条第 31 項

条第 1 項の規定に基づく建築物

エネルギー消費性能向上計画 (

同法 第 34 条第 3 項各号に掲げる

事項が記載されていないものに

限り、同法 第 36 条第 2 項におい

て準用する同法 第 35 条第 1 項第

1 号から第 3 号までに掲げる基

準に適合していることについて

、あらかじめ登録建築物エネル

ギー消費性能判定機関等による

審査を受けたものを除く。) の

変更認定申請手数料（同法第 36 条第 2 項  
第 31 条第 2 項において準用する同法  
第 35 条第 2 項  
第 30 条第 2 項の規定による申出  
をしない場合に限り、当該計画  
の工事の着手予定時期又は完了  
予定時期のみを変更する場合を  
除く。）は、申請建築物の認定  
の対象範囲及び申請に係る住戸  
の数又は床面積に応じ次に掲げ  
る額とする。

（ア省略）

イ 一戸建ての住宅以外の建築  
物の住戸部分及び非住宅部分  
又はそのいずれかの場合（当  
該建築物の全体について当該  
申請をしないものに限る。）

は、1 件につき次に掲げる額  
のうち当該申請に係るものを  
合計した額

(ア) 住戸部分（既に建築物の  
エネルギー消費性能の向上  
に関する法律第 35 条第 1 項  
第 30 条第 1 項  
（同法第 36 条第 2 項  
第 31 条第 2 項におい  
て準用する場合を含む。）

の規定に基づく建築物エネ

ルギー消費性能向上計画の  
認定を受けた部分のうち、  
当該申請において変更する  
部分に限る。)

( a から i まで及び(i)省略)

(ウ) 非住宅部分 (既にモデル  
建物法以外の評価方法によ  
り当該認定を受けた部分で  
根本的な変更を伴わないと  
認められるものに限る。)

( a 省略)

b 同

300 平方メー

トル以上1,000平方メー

トル未満のとき。

145,000 円

$\frac{c}{b}$  同

1,000 平方メー  
300 平方メー

$\frac{\text{トル}}{\text{トル}}$ 以上2,000平方メー

トル未満のとき。

185,000 円

$\frac{d}{c}$  (本文省略)

$\frac{e}{d}$  (本文省略)

$\frac{f}{e}$  (本文省略)

$\frac{g}{f}$  (本文省略)

(エ) 非住宅部分 (既にモデル  
建物法により当該認定を受

けた部分で根本的な変更を  
伴わないと認められるもの  
に限る。)

( a 省略 )

b 同

300 平方メー

トル以上 1,000 平方メー

トル未満のとき。

55,000 円

$\frac{c}{b}$  同

$\frac{1,000 \text{ 平方メー}}{300 \text{ 平方メー}}$

$\frac{\text{トル}}{\text{トル}}$  以上 2,000 平方メー

トル未満のとき。

75,000 円

$\frac{d}{c}$  (本文省略)

$\frac{e}{d}$  (本文省略)

$\frac{f}{e}$  (本文省略)

$\frac{g}{f}$  (本文省略)

(オ)省略)

ウ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合 (当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分及び非住宅部分について当該申請をする場合を含む。) は、1 件につき次に掲げる額のうち当該建築物 (当該申請におい

て変更しない部分を含む。) )  
に係るものを合計した額  
(ア) 住戸部分 (既に建築物の  
エネルギー消費性能の向上  
に関する法律 第 35 条 第 1 項  
第 30 条 第 1 項  
(同法 第 36 条 第 2 項  
第 31 条 第 2 項におい  
て準用する場合を含む。)  
の規定に基づく建築物エネ  
ルギー消費性能向上計画の  
認定を受けた部分に限る。  
)

( a から i まで省略 )

(イ) 共用部分 (既に当該住宅  
部分の設計一次エネルギー  
消費量を基準省令第 4 条第  
3 項第 1 号の数値として当  
該認定を受けた部分で当該  
算出の方法を変更しないも  
のに限る。)

( a 省略 )

b 同

300 平方メート  
ル以上 1,000 平方メートル  
未満のとき。

70,000 円

c 同  
b

$\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$   
 $\frac{\text{ル}}{\text{ル}}$ 以上 2,000 平方メートル  
 未満のとき。

90,000 円

$\frac{d}{c}$  (本文省略)

$\frac{e}{d}$  (本文省略)

$\frac{f}{e}$  (本文省略)

$\frac{g}{f}$  (本文省略)

(ウ) 共用部分 (既に当該認定  
 を受けた部分で変更後の当  
 該住宅部分の設計一次エネ  
 ルギー消費量を基準省令第  
 4 条第 3 項第 2 号の数値と  
 したものに限る。)

(a 省略)

b 同

$\frac{300 \text{ 平方メートル}}{\text{ル以上 } 1,000 \text{ 平方メートル}}$   
未満のとき。

8,500 円

$\frac{c}{b}$  同

$\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$   
 $\frac{\text{ル}}{\text{ル}}$ 以上 2,000 平方メートル  
 未満のとき。

13,500 円

$\frac{d}{c}$  (本文省略)

$\frac{e}{d}$  (本文省略)

$\frac{f}{e}$  (本文省略)

$\frac{g}{f}$  (本文省略)

(エ) から (カ) まで省略)

(139) の 29 の 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第 36 条 第 1 項 の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画 (同法 第 34 条 第 3 項 各号 第 29 条 第 3 項 各号 に掲げる事項が記載されているものに限る。) の変更認定申請手数料 (同法 第 36 条 第 2 項 第 31 条 第 2 項 において準用する同法 第 35 条 第 2 項 第 30 条 第 2 項 の規定による申出をしない場合に限る、当該計画の工事の着手予定時期又は完了予定時期のみを変更する場合を除く。) は、申請建築物 (当該申請において変更するものに限る。) の用途及び住戸の数又は床面積に応じ第 13 号の 28 ア若しくはウ又は前号ア若しくはウに掲げる額と当該計画に係る他の建築物 (当該申請において変更するものに限る。) 1 棟につき当該他の建築物の用途及び住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額を合計した

額とする。

ア 一戸建ての住宅（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第 35 条 第 1 項 第 4 号 第 30 条 第 1 項 第 4 号 に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものに限る。）の場合

2,400 円

イ 一戸建ての住宅（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第 35 条 第 1 項 第 4 号 第 30 条 第 1 項 第 4 号 に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。）の場合

（ア）及び（イ）省略）

ウ 一戸建ての住宅以外の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第 35 条 第 1 項 第 4 号 第 30 条 第 1 項 第 4 号 に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等に

よる審査を受けたものに限る  
。) の場合

第 139 号の 28 ウ(ア)から(エ)ま  
でに掲げる額のうち当該建  
築物（当該申請において変  
更しない部分を含む。）に  
係るものを合計した額

エ 一戸建ての住宅以外の建築  
物（建築物のエネルギー消費  
性能の向上に関する法律<sup>第 35</sup><sub>第 30</sub>  
条第 1 項第 4 号に掲げる基準  
条第 1 項第 4 号  
に適合していることについて  
、あらかじめ登録建築物エネ  
ルギー消費性能判定機関等  
よる審査を受けたものを除く  
。) の場合

前号ウ(ア)から(カ)までに掲げ  
る額のうち当該建築物（当  
該申請において変更しない  
部分を含む。）に係るもの  
を合計した額

(139) の 30 建築物のエネルギー消  
費性能の向上に関する法律<sup>第 36</sup><sub>第 31</sub>  
条第 1 項の規定に基づく建築物  
条第 1 項  
エネルギー消費性能向上計画の  
変更認定申請手数料（同条第 2  
項において準用する同法<sup>第 35 条</sup><sub>第 30 条</sub>

第 2 項  
第 2 項の規定による申出をする  
場合に限る。) は、1 件につき  
申請建築物の認定の対象範囲及  
び申請に係る住戸の数又は床面  
積並びに当該計画に係る他の建  
築物 1 棟につき当該他の建築物  
の用途及び住戸の数又は床面積  
に応じ前 3 号に掲げる額と同項  
の規定による申出に係る建築物  
又は建築設備に応じ次に掲げる  
額を合計した額とする。

(アからウまで省略)

(139) の 31 建築物のエネルギー消

費性能の向上に関する法律 第 41  
第 36  
条 第 1 項  
条 第 1 項の規定に基づく建築物  
エネルギー消費性能に係る認定  
申請手数料は、当該建築物につ  
いて省エネ適合審査を必要とす  
る場合に限り、認定の対象とな  
る建築物及び申請に係る住戸の  
数又は床面積に応じ次に掲げる  
額とする。

(ア及びイ省略)

ウ 一戸建ての住宅以外の建築  
物の場合は、1 件につき次に

掲げる額のうち当該建築物に係るものを合計した額

(ア)及び(イ)省略)

(ウ) 共用部分（当該評価方法が基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準による評価方法で、かつ、当該住宅部分の設計一次エネルギー消費量を基準省令第4条第3項第1号の数値としたものに限る。）

(a 省略)

b 同

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満  
のとき。

120,000 円

$\frac{c}{b}$  同

1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満  
300 平方メートル 以  
のとき。

160,000 円

$\frac{d}{c}$  (本文省略)

$\frac{e}{d}$  (本文省略)

$\frac{f}{e}$  (本文省略)

$\frac{g}{f}$  (本文省略)

(エ) 共用部分（当該評価方法

が基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(2)の基準による評価方法で、かつ、当該住宅部分の一次エネルギー消費量モデル住宅（同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル住宅をいう。）の設計一次エネルギー消費量を基準省令第 4 条第 3 項第 1 号の数値としたものに限る。）

( a 省略 )

b 同

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満  
のとき。

50,000 円

$\frac{c}{b}$  同

$\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$  以上 2,000 平方メートル未満  
のとき。

62,000 円

$\frac{d}{c}$  (本文省略)

$\frac{e}{d}$  (本文省略)

$\frac{f}{e}$  (本文省略)

$\frac{g}{f}$  (本文省略)

(オ) 非住宅部分（当該評価方法が基準省令第 1 条第 1 項

第 1 号口の基準による評価  
方法のものを除く。)

( a 省略 )

b 同

300 平方メートル

以上 1,000 平方メートル未

満のとき。

280,000 円

$\frac{c}{b}$  同

$\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$

以上 2,000 平方メートル未

満のとき。

340,000 円

$\frac{d}{c}$  (本文省略)

$\frac{e}{d}$  (本文省略)

$\frac{f}{e}$  (本文省略)

$\frac{g}{f}$  (本文省略)

(カ) 非住宅部分 (当該評価方  
法が基準省令第 1 条第 1 項  
第 1 号口の基準による評価  
方法のものに限る。)

( a 省略 )

b 同

300 平方メートル

以上 1,000 平方メートル未

満のとき。

97,000 円

$\frac{c}{b}$  同

$\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$   
以上 2,000 平方メートル未

満 の とき。

120,000 円

$\frac{d}{c}$  (本文省略)

$\frac{e}{d}$  (本文省略)

$\frac{f}{e}$  (本文省略)

$\frac{g}{f}$  (本文省略)

(第 139 号の 32 から第 184 号まで省略)

